

【別紙1】

燃料費調整算定方法

1 燃料費調整額の算定

燃料費調整額はその月の使用電力量にイ、ニにより算定された燃料費調整単価を適用して算定する。

燃料費調整単価＝燃料価格反映部分＋卸市場単価

イ 燃料価格反映部分

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 42,000 円を下回る場合

燃料費価格反映部分(税込)＝(42,000 円－平均燃料価格)× 基準単価 / 1000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 42,000 円を上回る場合

燃料価格反映部分(税込)＝(平均燃料価格－42,000 円)× 基準単価 / 1000

ロ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とする。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入する。

平均燃料価格＝ $B \times \beta + C \times \gamma$

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\beta = 0.4381$

$\gamma = 0.5545$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円/kl 変動した場合の値とし、次のとおりとする。

1キロワット時につき(受電電圧 20kV 以上の場合)	19 銭 3 厘
1キロワット時につき(受電電圧 6kV の場合)	19 銭 6 厘

ニ 卸市場単価

卸市場単価＝(平均市場価格－基準市場価格)×卸市場率

平均市場価格＝算定期間における卸電力市場の平均価格

基準市場価格＝19 円 37 銭

卸市場率＝10.3%

ホ 平均燃料価格及び平均市場価格の算定期間は、次のとおりとする。

平均燃料価格、平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の電気料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の電気料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の電気料金算定期間

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の電気料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の電気料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の電気料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の電気料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の電気料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の電気料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の電気料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の電気料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の電気料金算定期間